

原議保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

庁内各局 部 課 長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁 乙刑発第17号、乙生発第24号
乙交発第17号、乙備発第23号
乙サ発第19号
令和4年11月1日
警察庁 次 長

捜査支援分析総合対策室の改組について（依命通達）

警察庁では、刑事局に、捜査支援に資する情報及び捜査を通じて得られた犯罪関連情報の総合的な収集・分析を行う捜査支援分析管理官を設置するとともに、「捜査支援分析総合対策室の改組について（依命通達）」（令和4年4月1日付け警察庁乙刑発第10号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、捜査支援分析のための総合的な取組を部門横断的に推進強化するための体制として、刑事局長を長とする「捜査支援分析総合対策室」を設置しているところであるが、この度の警察庁の組織改正に伴い、同室を別紙のとおり改組することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、設置の趣旨及び取組の基本的方向性については下記のとおりであるので、引き続き、各都道府県警察にあっては、迅速かつ的確な犯罪捜査の遂行に資するため、捜査支援分析のための総合的な取組の推進強化に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

記

1 趣旨

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に関する捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境を構築するための取組を推進しているところである。

しかしながら、依然として、情報通信技術や交通手段の発達等に伴い生まれた各種サービス・制度（以下「サービス等」という。）が、犯罪インフラとして悪用されることにより、犯罪の悪質・巧妙化や匿名性を増大させるなど、捜査の困難化を招く大きな一因となっている。他方で、これらのサービス等に付随して発生する取引の履歴、画像等の情報は、犯罪と犯人を結びつける痕跡として犯罪の事後追跡可能性を向上させる側面も有している。

したがって、これらのサービス等に関連する情報を広範に収集・分析し、関係事

業者等との積極的かつ効果的な連携を推進することにより、当該サービス等を悪用した犯罪インフラの解体等を図るとともに、当該サービス等に係る、捜査に必要な情報の確保と円滑な入手を可能とすることは、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境、言わば捜査インフラを構築することとなるものである。

また、捜査等を通じて得られる国際犯罪組織、暴力団等の犯罪組織に関する情報や暴力団の関与がうかがわれる特殊詐欺等の犯行グループに関する情報といった犯罪関連情報について、部門の垣根を越えて一元的に集約し、俯瞰的で多角的な分析を行うことは、各種犯罪の実態解明のみならず、犯罪組織の存続・拡大の要因となっている各種サービス等の脆弱性の解明も可能とするものであり、その結果、関係事業者等に一層効果的な働き掛けを行うことができることとなる。

こうしたことから、これらの情報の総合的な収集・分析を行う体制を確立し、捜査支援分析のための総合的な取組の推進強化を図ることとしたものである。

2 取組の基本的方向性

- (1) これまでの犯罪インフラ対策により推進してきた、犯罪を助長し、又は容易にさせるサービス等や人的ネットワークの実態解明と解体等のための取組を一層強化する。
- (2) 各種サービス等が犯罪インフラとして悪用されることを阻止するのみならず、犯人によるサービス等の悪用に伴い生じる痕跡が適切に保存され、これを捜査機関が必要に応じて円滑に活用できる環境を整備するため、関係行政機関や事業者への働き掛けを一層強化する。
- (3) 捜査等を通じて得られる犯罪関連情報を部門の垣根を越えて一元的に集約・分析するとともに、その結果が(1)及び(2)の取組に適切に還元されるよう配慮する。

3 都道府県警察における体制等

都道府県警察にあっては、犯罪インフラ対策に関してこれまでに構築した部門横断的な体制を活用し、又は警察庁の捜査支援分析総合対策室の体制を参考にしつつ効果的な体制を設けることにより、各種サービス等に関連する情報及び犯罪関連情報の収集を一層強化するとともに、構築される捜査インフラを活用し、犯罪インフラの解体等及び犯罪組織の壊滅に向けた効果的な事件検挙に努められたい。

捜査支援分析総合対策室

1 任務

捜査支援分析に関し、庁内関係各課の連携を強化し、捜査の困難化や犯罪の追跡可能性の向上につながる各種サービス・制度等に関する情報及び犯罪組織に関する犯罪関連情報について集約及び共有を図り、捜査支援分析のための総合的な取組を部門横断的に推進強化することを任務とする。

2 構成

刑事局長を室長、審議官（刑事局担当）を室長代理、捜査支援分析管理官を副室長とし、関係課長等を室員とする。

室長：刑事局長

室長代理：審議官（刑事局担当）

副室長：捜査支援分析管理官

室員：生活安全企画課長

保安課長

生活経済対策管理官

刑事企画課長

捜査第一課長

捜査第二課長

組織犯罪対策第一課長

組織犯罪対策第二課長

国際捜査管理官

交通企画課長

警備企画課長

公安課長

外事課長

国際テロリズム対策課長

サイバー企画課長

サイバー捜査課長

情報技術解析課長

3 庶務

庶務は、捜査支援分析管理官において処理する。